Osaka University Knowledge Archive

Title	日米英の統治機構比較 : 憲法・制度・アイデアからの分析
Author(s)	岩波, 薫
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57922
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

【2】

氏　　名	岩　波　　薫（いわ なみ かおる）
博士の専攻分野の名称	博　士（法　学）
学　位　記　番　号	第　２３５２８　号
学位授与年月日	平成22年３月23日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学　位　論　文　名	**日米英の統治機構比較－憲法・制度・アイデアからの分析－**
論文審査委員	（主査） 教　授　河田　潤一 （副査） 教　授　瀧口　剛　　准教授　北村　亘

論文内容の要旨

我が国において近年様々な形で政治改革、行政改革が論じられてきた。国政選挙の小選挙区制度への移行、中央省庁の再編、政治任用制度の部分的な実施など大きな制度改革が行われてきたし、政治主導や内閣主導の政治の必要性が言われる中で、首相のリーダーシップのあり方など、政治の運用における変化に注目が集まるようになってきた。このような中で、我が国の政治・行政をめぐる議論において、議院内閣制のモデルとしての英国や、戦後の歴史的影響力の大きさからくる米国に端を発したと思われる制度や運用のアイデアが、十分に整理をつけられないままに議論されている傾向があるように思われる。そこで本論文では、我が国の今後の統治機構やその運用のあり方をめぐって、比較研究のインプリケーションを活かした議論を行うための試論として、統治体制が異なりながらも我が国と歴史的に関係の深い米英両国との比較を可能とするフレームワークをつくりたい考えたことが、この研究の背景にある。

従って、本論文の目的は、統一的な分析枠組みを用いて、英米の統治機構の特徴を明らかにし、その両国との比較において我が国の統治機構の特徴を明らかにすること。そして、我が国の統治機構の展望に関する示唆を得ることである。本論文での分析の流れは、第１部で分析の方法論と分析枠組みの検討を行い、その方法、枠組みに即して第２部で英国の事例研究、第３部で米国の事例研究を行い、それらの特徴を踏まえた上で、第４部にて日米英の比較を行い、我が国の統治機構の特徴を明らかにした上、今後の展望も含めたインプリケーションを得ていくことになる。

第１部ではまず、分析の方法論と分析枠組みをつくる。統治機構の分析にあたって、本論文の特色としては、議院内閣制や大統領制という国家統治のマクロ構造は、第一義的には当該国の憲法に制度として規定され、またその制度に大きな影響を与える基底的アイデアは、憲法「学説」の形で常に議論されているところに注目する。制度とその制度の背景にあるアイデアは一致する場合もあれば、緊張をはらんでいる場合もあるであろう。制度自体の変化、そしてその背後にあるアイデアの変化を、憲法など上位レベルの制度からそれを支える下位レベル、たとえば法律レベルでの制度との連関性を分析することで、定性的ではあるが、変化の方向性を分析することができるのではないかと考えるのである。

具体的な分析の対象となるアクターは、執政部（大統領や内閣）、立法部（議会）と行政（官僚機構）の主要三アクターに絞ることが、最もアクターが少ない中で、統治機構の中の主な相関経路を説明できると結論づける。そして、そのアクターとアクター間の相関関係についての分析については、Ｇ．ツェベリス（George Tsebelis）が用いた、アクターの凝集性と、アクター間の距離という概念に着目する。また、分析方法論については第１部で基本的な部分を示すが、それ以降の各国の事例研究の部における序章においても、簡単に再整理をしていくこ

とになる。それは、本論文全体を通しての分析手法や分析視角は一貫しているが、英米の事例研究においては、それぞれの国で統治機構に関して大きく論じられている個別の論点があるので、それに応じて、分析視角に関しても若干の修正を施す必要があるからである。

第２部では、英国の統治機構を分析する。英国で個別に分析の対象となる議論は、大統領的首相論、コア・エグゼキュティブ論などの執政論があり、また統治機構に対する基底アイデアとしては、多数主義とそれに対抗する意味でのコンセンサス主義が扱われる。分析結果としては、大統領的首相論は、執政部と立法部間での首相の優位傾向を、そしてコア・エグゼキュティブ論は執政部と行政部間での、首相の優位傾向を示し、立法部と行政部との間でのイシューネットワークの存在も考慮に入れて、主要三アクター間での相関関係が統一的に理解できることを示した。また、英国の統治機構運営の基底的アイデアに関しては、コンセンサス主義的なアイデアの挑戦を受けて、これまでの多数主義が見直され始めているが、まだ制度的な「解」を見つけるには至っておらず、停滞状況が見られるとの結論を得た。

第３部では、米国の統治機構を分析する。米国で焦点が当てられる議論は、分極化現象と執政権の特権的な運用に関する議論であり、基底アイデアとしては多元主義に関して触れる。また、それらを射程に収めるために、主要三アクターモデルを、＜ＴＷＯ ｂｙ ＴＷＯ＞モデルに修正し、ミクロとマクロの定義をより明確に行うなどの方法論的な補正を行う。更には、政策決定を法律の決定だけではなく、議会の議決を経ない政策決定も含めて、統一的に扱うために「政策決定モデル」を導入した。そして、分析結果としては、分極化現象は、有権者の政治的選好の違いだけでなく、経済的な問題も大きく影響しており、有権者の選好とは強い因果関係なく起こっていることを明らかにした。また、議会における分割政府と大統領の執政権の特権的な運用との関係を、政策決定モデルを用いて、分割政府、統一政府、戦時政府に場合を分けて、整合的にそのメカニズムを示した。基底的アイデアに関しては、前提となる政治的平等が揺らいではいるが、依然として多元主義的な運営が維持されているとの結論を得た。

第４部では、日米英の統治機構をまず比較する。本論文の特徴であるアクター間の相関関係に着目することによって、大統領制と議院内閣制という統治体制の差異は相対化され、我が国は、同じ議院内閣制をとる英国との類似性が高くなく、大統領制をとる米国との類似性が低くないことを明らかにした。また、我が国の基底的なアイデアは、多元主義、多数主義、コンセンサス主義のいずれの要素も持ち、政治的安定性と機動性を同時に満たし得る「ハイブリッド」と言うべきものであり、そのような独自の類型の概念化が遅れていたのではないかと主張する。ただ、我が国の統治機構に関する課題はその「統合」面での弱さにあり、その原因は我が国の政治の基底アイデアが、政治部における優越アクターを認めないことに求められるが、その背景には政治的な多元主義アイデアと憲法的な抵抗アイデアの「政治と法の共振」があったことも示した。最後に、我が国の今後の展望としては、政治部の統合性を増すために、執政部と立法部を同時に強化することと、民意の委託に関する媒介性を弱めて、統治機構の正統性を高めることであることや、分析方法論と制度設計に関しての示唆を得て、全てではないにせよ政治学の研究が現実の制度設計にコミットすることは、双方にとって好循環であるとの主張も行った。

これまでの先行研究との関係において、本論文全体としての特徴は、政治のマクロ的な全体像を描こうとはするが、対象を統治機構、しかも、その統治機構を構成する主要三アクターに絞ったことで、散漫になりかねないマクロ研究にあっても、米英以外の国や、我が国における時系列的な比較などが可能となると考えられる。また、官僚機構を含む主要三アクターの「相関関係」に関する分析であったが故に、政治と行政の両方を含む研究や、主要三アクターの中の、「一対一」の関係に焦点を絞った研究も、統一的に扱うことができた。この結果、今まで対立的に見られていた、辻清明の議論と日本的多元主義論の議論は、対立せず共存できるものであることも示すことができた。また、政治的なアイデアだけでなく、本論文は憲法アイデアを明示的に扱ったことにより、基底的アイデアに関連する「政治と法の共振」も示し得たと考える。

本論文の課題としては、マクロ的な研究といっても、それぞれの権力の影響経路に対するミクロ的な研究成果を取り込まなければ、説得力に欠けるのであって、方法論的にはミクロとマクロの接合について結論が出ているわけではないが、一つ一つ積み重ねていく他はないと考える。また、本論文の分析枠組みと分析視角を用いて、米英以外の国や我が国での時系列的な比較研究を重ねて、新たな知見を得ることや本論文の分析枠組みや視角自体を洗練していくことを、今後の課題として提示した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、統一的な分析枠組みを用いて、英米の統治機構の特徴を明らかにし、その両国との比較において我が国の統治機構の特徴を明らかにすること、そして、我が国の統治機構の展望に関する示唆を得ることを目的とするものである。

第一部ではまず、分析の方法論と分析枠組みが説明される。統治機構の分析に当たっては、具体的な分析アクターを、執政部（大統領や内閣）、立法部（議会）と行政部（官僚機構）の三アクターに絞り、それら諸アクター間の相互作用と相関経路を明らかにしようとする。また、アクター間の相関関係の分析には、Ｇ・ツェベリスが用いた、アクターの凝集性と、アクター間の距離という概念に着目する。

英国の統治機構を扱う第二部では、大統領的首相論が執政部と立法部間での、またコア・エグゼキュティブ論が執政部と行政部間での首相の優位傾向を示すこと、また立法部・行政部間のイシューネットワークの存在を確認することで、主要三アクター間の相関関係を統一的に理解できることが示される。統治機構運営の基底的アイデアでは、多数主義がコンセンサス主義の挑戦を受けて見直され始めてはいるが、制度的な「解」は不透明な状況にあることが付言される。

第三部は、米国の統治機構を分析する。分析の結果、分極化現象には有権者の政治的選好の違いのみならず経済的な問題も大きく影響しており、有権者の選好とは強い因果性が認められないことが明らかにされる。また、議会での分割政府と大統領の執政権の特権的な運用の関係のメカニズムが政策決定モデルを用いて、分割政府、統一政府、戦時政府の場合毎に分析される。基底的アイデアは、前提となる政治的平等に揺らぎはあるものの多元主義的運営に変化はない、と分析される。

第四部は、我が国の統治機構の特徴を米英との比較から明らかにする。分析の結果、我が国は、同じ議院内閣制をとる英国との類似性が高くなく、大統領制をとる米国との類似性が低くないことが示される。また、基底的アイデアは、多元主義、多数主義、コンセンサス主義のいずれの要素も持ち、政治的安定性と機動性を同時に満たし得るハイブリッド型であると、主張される。

本論文は、分析対象を統治機構を構成する三アクターに絞ったことで、散漫になりかねないマクロ体制比較において、分析国である英米日を経路依存的に分析することを可能とした。さらに、官僚機構を含む三アクターの相関関係に関する分析であったが故に、政治と行政の双方を含む研究や、三アクターの中の一対一関係に焦点を絞った関連研究を統一的に扱うことが可能となった点は、方法論的にも意義があるものと考える。本論文は、さらに統治体制（大統領制と議院内閣制）や経路依存が異なる英米日の三カ国の統治体制の異同を、各国の政治的なアイデアだけでなく、憲法アイデアの次元でも扱い、そのことで基底的アイデアに関連する「政治と法の共振」の動態も示しえた点は、統治機構の比較研究に対して貴重な貢献となっている。以上から本論文は、博士（法学）を授与するに十分なレベルに達しているとの、と審査委員全員は判断した。